

外来腫瘍化学療法診療料 1 の施設基準に係る掲示

当院は以下の対応を行っております。

◆専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる体制を整備しています。

◆急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制が確保されています。

◆実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的を開催しています。